

有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金について

町では有害鳥獣による農作物等の被害防止のため、新規に狩猟免許等の取得をする方に対し、補助を行っています。

この事業は、狩猟者の減少・高齢化が進む中、有害鳥獣捕獲の担い手を確保するために実施するものです。

補助対象者（次のいずれにも該当する方）

（１） 次の免許または許可のいずれかを新規に取得し、または受けた方

- ・ 第一種銃猟免許（狩猟免許）
- ・ 猟銃の所持
- ・ ライフル銃の所持許可
- ・ わな猟免許

（２） 田上町に住所を有している方

（３） 新潟県猟友会加茂支部田上分会に加入していただける方

なお、既に田上町が実施する有害鳥獣捕獲事業に協力をしている方で、継続して従事することが見込まれる方に狩猟者登録更新に係る経費の補助も行います。

補助内容

補助内容	補助金の対象経費	補助金の額
新たに狩猟免許（銃）等を取得する経費に対する補助	（１） 第 1 種狩猟免許申請時の健康診断料 （２） 射撃教習受講料及び所持許可申請時の健康診断料 （３） ハンター保険料 （４） 狩猟者登録手数料 （５） 初回狩猟税 （６） 各種年会費	73,000 円を上限とし、補助は 1 回限りとする。
新たに狩猟免許（わな）等を取得する経費に対する補助	（１） 狩猟者登録手数料 （２） 狩猟税 （３） ハンター保険料	10,000 円を上限とし、補助は 1 回限りとする。
狩猟者登録更新に係る経費に対する補助	（１） 狩猟者登録手数料 （２） 狩猟税 （３） ハンター保険料	5,000 円を上限額とする。